

新 (R70120 改定版)	現 行
<p style="text-align: center;">【第IV編】</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事における「週休2日促進工事」試行要領 (建築関係工事編)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日</p> <p style="color: red;">① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p style="color: red;">② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</p> <p>(2) 週休2日促進工事</p> <p style="color: red;">月単位または通期で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。</p> <p>(3) ～ (5) (省略)</p> <p>(6) 4週8休以上</p> <p style="color: red;">① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。</p> <p style="color: red;">なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。</p> <p style="color: red;">② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。</p> <p>3 対象工事</p> <p style="color: red;">社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く、福島県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。</p> <p>なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希</p>	<p style="text-align: center;">【第IV編】</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事における「週休2日促進工事」試行要領 (建築関係工事編)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日</p> <p style="color: red;">対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</p> <p>(2) 週休2日促進工事</p> <p style="color: red;">4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。</p> <p>(3) ～ (5) (省略)</p> <p>(6) 4週8休以上</p> <p style="color: red;">対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。</p> <p>3 対象工事</p> <p style="color: red;">災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く、福島県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。</p> <p>なお、災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希</p>

新 (R70120 改定版)	現 行
<p>望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。</p> <p>4 発注方式 発注者指定型（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。</p> <p>5 積算方法等 (1) 補正方法 週休2日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 <u>①月単位の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）</u> <u>1.04</u> <u>②通期の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）</u> <u>1.02</u> (2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、<u>月単位の4週8休以上</u>を前提に(1)①により労務費を補正して工事費を積算する。 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が<u>月単位の4週8休に満たない場合、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、</u>請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p> <p>6～7 （省略）</p> <p>8 工事成績評定について 福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。 <u>令和8年3月までに起工する工事については、減点しない。</u></p> <p>9～10 （省略）</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。</u></p>	<p>望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。</p> <p>4 発注方式 発注者指定型（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。</p> <p>5 積算方法等 (1) 補正方法 週休2日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 <u>4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）</u> <u>1.05</u> (2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、<u>4週8休以上</u>を前提に(1)により労務費を補正して工事費を積算する。 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が<u>4週8休に満たない場合、</u> <u>請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u></p> <p>6～7 （省略）</p> <p>8 工事成績評定について 福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。 <u>令和7年3月までに起工する工事については、減点しない。</u></p> <p>9～10 （省略）</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。</p>

新（R70120 改定版）	現 行
<p style="text-align: center;">【第Ⅴ編】</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事における「週休2日交替制促進工事」試行要領 （建築関係工事編）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日交替制</p> <p style="padding-left: 20px;">① <u>月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">② <u>通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) 週休2日交替制促進工事</p> <p style="padding-left: 20px;">対象期間において、<u>月単位または通期で</u>技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休日確保したと認められる工事をいう。</p> <p>(3) ～(5) （省略）</p> <p>(6) 4週8休以上</p> <p style="padding-left: 20px;">① <u>月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">② <u>通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u></p> <p>3～4 （省略）</p> <p>5 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法</p> <p style="padding-left: 20px;">週休2日交替制促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。</p> <p style="padding-left: 40px;">①<u>月単位の4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）</u> <u>1.04</u></p> <p style="padding-left: 40px;">②<u>通期の4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）</u> <u>1.02</u></p>	<p style="text-align: center;">【第Ⅴ編】</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事における「週休2日交替制促進工事」試行要領 （建築関係工事編）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日交替制</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>週休2日交替制とは、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保する取組をいう。</u></p> <p>(2) 週休2日交替制促進工事</p> <p style="padding-left: 20px;">対象期間において、<u>技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休日確保したと認められる工事をいう。</u></p> <p>(3) ～(5) （省略）</p> <p>(6) 4週8休以上</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>対象期間内の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u></p> <p>3～4 （省略）</p> <p>5 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法</p> <p style="padding-left: 20px;">週休2日交替制促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）</u> <u>1.05</u></p>

新（R70120 改定版）	現 行
<p>(2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、<u>月単位の4週8休以上を前提に(1) ①により労務費を補正して工事費を積算する。</u> 休日率の達成状況を確認し、休日率が<u>月単位の4週8休に満たない場合、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u></p> <p>6～7 （省略）</p> <p>8 工事成績評価について 福島県請負工事成績評価要綱に基づくものとする。 <u>令和8年3月までに起工する工事については、減点しない。</u></p> <p>9～10 （省略）</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。</u></p>	<p>(2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、_____4週8休以上を前提に(1)___により労務費を補正して工事費を積算する。 休日率の達成状況を確認し、休日率が_____4週8休に満たない場合、_____請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p> <p>6～7 （省略）</p> <p>8 工事成績評価について 福島県請負工事成績評価要綱に基づくものとする。 <u>令和7年3月までに起工する工事については、減点しない。</u></p> <p>9～10 （省略）</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。</p>

新 (R70120 改定版)	現 行
<p style="text-align: center;">【第Ⅵ編】</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事における「完全週休2日促進工事」試行要領 (建築関係工事編)</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 対象工事 <u>社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く、福島県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。</u> なお、<u>本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。</u></p> <p>4 発注方式 (省略)</p> <p>5 積算方法等 (1) 補正方法 完全週休2日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8日/28日）以上） <u>1.04</u> (2) 積算及び変更方法 (省略)</p> <p>6～7 (省略)</p> <p>8 工事成績評定について 福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。 <u>令和8年3月までに起工する工事については、減点しない。</u></p> <p>9～10 (省略)</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">【第Ⅵ編】</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事における「完全週休2日促進工事」試行要領 (建築関係工事編)</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 対象工事 災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く、福島県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。 なお、<u>災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。</u></p> <p>4 発注方式 (省略)</p> <p>5 積算方法等 (1) 補正方法 完全週休2日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8日/28日）以上） <u>1.05</u> (2) 積算及び変更方法 (省略)</p> <p>6～7 (省略)</p> <p>8 工事成績評定について 福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。 <u>令和7年3月までに起工する工事については、減点しない。</u></p> <p>9～10 (省略)</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p>

新（R70120 改定版）	現 行
<p>附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。</u></p>	<p>附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。</p>